

## 令和5年度IT人材移住促進補助金 募集要項

### 1. 事業の目的及び内容

本事業は、県内IT企業による即戦力となる県外に居住するIT人材や新規学卒者の確保を促進し、もって県内IT産業の振興を図ることを目的とし、県外に居住していたIT人材の採用時に入社支度金等を支給した企業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 2. 対象となる事業者

島根県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を構え、情報サービス業又はインターネット付随サービス業を営む企業のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) IT WORKS@島根（島根県が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住のITエンジニアを対象とした無料職業紹介サービスをいう。）及びくらしまねっと（公益財団法人ふるさと島根定住財団が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住者を対象とした移住支援情報ポータルサイトをいう。）の公式サイトに求人掲載をしていること。
- (2) ジョブカフェしまね（公益財団法人ふるさと島根定住財団が運営する島根県への就職促進を図るため、学生や概ね45歳未満の若年者を対象とした雇用関連の情報をお届けするための就活情報サイトをいう。）の公式サイトに求人掲載をしていること。
- (3) 過去3年間で島根県商工労働部産業振興課主催のIT人材確保・育成事業へ参加していること。

### 3. 交付要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 入社支度金等の制度を新設し、事業所の就業規則等（従業員等採用規程、採用募集要項、求人票等）に明示していること。
- (2) 令和4年3月31日以前に既に入社支度金等制度を設けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当する者に対して、入社支度金等を支給していること。
  - ① 令和4年4月1日以降に内定した者
  - ② 事業者に雇用されることが決定し、又は内定した以降に島根県に転入する者
  - ③ 島根県内事業所で正社員として従事後3箇月以上1年以内の者
  - ④ 事業者の代表者及び役員配偶者又は一親等の親族以外の者
  - ⑤ 当補助金の対象経費を対象とする島根県の他の補助金（島根わくわく生活実現支援事業等）を受給していない又は受給しない者
- (4) 当補助金の対象経費を対象とする国、地方公共団体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して受給していない又は受給しないこと。
- (5) 入社支度金等の制度導入後、複数年度継続すること。
- (6) 他県（一般的な勤務圏内を除く）に居住しながらテレワークでの勤務を可能としていること。
- (7) 島根県税の未納がないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(9)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

(10)当該補助金交付申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

#### 4. 対象となる経費

対象U I ターン者が居所を移すために要した経費のうち事業者が負担する以下の経費

- ① 引越業者に支払った費用（梱包、運送、開梱等に係る費用）
- ② レンタカー業者に支払った費用（引越荷物の輸送に適した車(トラック、ワンボックス等)の借上げに係る費用）
- ③ 宅配業者に支払った費用（引越荷物の宅配に係る費用）
- ④ その他費用（本人及び世帯の移動旅費、転居先の敷金・礼金等、対象U I ターン者が居所を移すために要する経費）

#### 5. 補助率等

補助率1/2（上限：単身U I ターン者100千円、世帯U I ターン者200千円）

#### 6. 申請期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）まで

※上記3.（1）及び（2）のとおり、令和4年4月1日以降に、入社支度金等の制度を新設していただきますようお願いいたします。

※上記3.（3）①及び③のとおり、令和4年4月1日以降に内定し、従事後3箇月以上1年以内の者に入社支度金等を支給した場合に申請が可能です。

※申込期間内で随時受付可能です。但し予算の上限に達した時点で終了いたします。

#### 7. 応募方法

交付申請書（様式第1号）及び添付書類を、島根県商工労働部産業振興課産業デジタル推進室まで提出してください。（様式を含む補助金交付要綱はホームページに掲載します。）

#### 8. その他

申請のあった事業については、必要に応じて個別にヒアリングや追加資料の提出を依頼する場合があります。

#### 9. 問い合わせ先

島根県商工労働部産業振興課産業デジタル推進室（鬼木）

TEL：0852-22-5620、FAX：0852-22-5638

Mail：[sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp](mailto:sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp)